

◎新潟県告示第838号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和7年9月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県十日町市下組字山ノ越12の2、12の4、13の4、12の3・13の2・13の3・13の6（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）